

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

[令和5年度]

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
室津港出張所賃貸借 1式	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 高知港湾・空港整備事務所長 野呂 茂樹 高知県高知市種崎874番地	令和5年4月3日	株式会社NTT西日本アセット・プランニング 四国支店 愛媛県松山市山越3丁目15番15号	9120001041782	本賃貸借物件は、室津港で事業を実施している当所の出先事務所として使用する物件を賃貸借するものである。 本物件は、平成28年12月1日より株式会社NTT西日本アセット・プランニングと賃貸借契約を締結しており、特段の修理等も生じておらず今後も十分使用可能な物件である。 昨年度同様に賃貸借契約すれば、同等の物件を新たに賃貸借契約する場合と比べ、移転料等が不要となり安価となる。 よって、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、同物件の管理者である株式会社NTT西日本アセット・プランニングと随意契約するものである。	867,576	867,576	100.00%	—	
作業ヤード賃貸借(その1) (高知新港中工区) 1式	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 高知港湾・空港整備事務所長 野呂 茂樹 高知県高知市種崎874番地	令和5年4月3日	高知県知事 高知県高知市丸ノ内1-2-20	-	本件は、高知港三里地区防波堤工事等に使用する被覆ブロックの製作及び仮置のため、高知県より賃貸借するものである。 当所の希望する条件を満たす用地は当該地のほかにない。 よって、会計法第29条の3第4項に基づき、高知県知事と随意契約をするものである。	1,609,518	1,609,518	100.00%	—	
作業ヤード賃貸借(その2) (仁井田ヤード) 1式	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 高知港湾・空港整備事務所長 野呂 茂樹 高知県高知市種崎875番地	令和5年4月3日	住友大阪セメント株式会社 四国支店 香川県高松市丸の内4番4号	5010001023779	本件は、高知港三里地区防波堤工事等に使用する被覆ブロックの製作等に使用するものである。 高知港周辺において、当所の希望する条件を満たす用地は当該地のほかになく、引き続き使用するものである。 よって、会計法第29条の3第4項に基づき、当該用地の所有者である住友大阪セメント(株)四国支店と随意契約を締結するものである。	7,825,620	7,811,391	99.82%	—	
作業ヤード賃貸借(その6) (高知新港) 1式	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 高知港湾・空港整備事務所長 野呂 茂樹 高知県高知市種崎876番地	令和5年8月28日	高知県知事 高知県高知市丸ノ内1-2-20	-	本件は、高知港海岸湾口地区津波防波堤工事に使用するケーソンの製作、仮置きに使用するものである。 当所の希望する条件を満たす用地は当該地のほかにない。 よって、会計法第29条の3第4項に基づき、高知県知事と随意契約をするものである。	8,654,767	8,654,767	100.00%	—	
高知港海岸灯浮標点検整備 1式	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 高知港湾・空港整備事務所長 野呂 茂樹 高知県高知市種崎875番地	令和5年10月31日	株式会社ゼニライト中四国営業所 広島県広島市中区小町1-25	6120901019682	本業務は、高知港海岸における工事で使用する既存の灯浮標の点検整備及び機器調整を行うものである。 本灯浮標(※(株)ゼニライト社製)は、当局発注工事の受注業者へ貸与する物件であるが、貸与するにあたり10月上旬に点検を行ったところ浮体部や電源に割れなど不具合が生じていることが判明した。 11月下旬には受注業者に貸与出来る状況を整えておく必要があるが、当所には他に代用可能な灯浮標は無く、当該物件を整備、機器調整を行うほかに手段がない中で製造元である(株)ゼニライトであれば唯一、迅速に実施することが可能な業者である。 以上のことから、会計法第29条の3第4項にもとづき(株)ゼニライトと随意契約するものである。	5,940,000	5,940,000	100.00%	—	
作業ヤード賃貸借(その9) (高知新港中工区) 1式	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 高知港湾・空港整備事務所長 野呂 茂樹 高知県高知市種崎877番地	令和5年11月22日	高知県知事 高知県高知市丸ノ内1-2-20	-	本件は、高知港三里地区防波堤工事等に使用する被覆ブロックの製作及び仮置のため、高知県より賃貸借するものである。 当所の希望する条件を満たす用地は当該地のほかにない。 よって、会計法第29条の3第4項に基づき、高知県知事と随意契約をするものである。	975,748	975,748	100.00%	—	
作業ヤード賃貸借(その8) (宿毛湾港新港地区) 1式	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 高知港湾・空港整備事務所長 野呂 茂樹 高知県高知市種崎877番地	令和5年11月27日	高知県幡多土木事務所長 高知県四万十市古津賀4-61	-	本件は、宿毛湾港池島地区防波堤工事に使用する被覆ブロックの製作及び仮置に使用するものである。 当所の希望する条件を満たす用地は当該地のほかにない。 よって、会計法第29条の3第4項に基づき、高知県知事(高知県幡多土木事務所長)と随意契約を締結するものである。	1,275,450	1,275,450	100.00%	—	

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

[令和5年度]

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
作業ヤード賃貸借(その10) (高知新港) 1式	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 高知港湾・空港整備事務所長 野呂 茂樹 高知県高知市種崎877番地	令和6年2月2日	高知県知事 高知県高知市丸ノ内1-2-20	—	本件は、高知港海岸湾口地区津波防波堤工事により製作したケーソンの仮置き及び高知港海岸湾口地区津波防波堤築造工事による積み出しに使用するものである。 当所の希望する条件を満たす用地は当該地のほかにはない。 よって、会計法第29条の3第4項に基づき、高知県知事と随意契約をするものである。	1,482,308	1,482,308	100.00%	—	